

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和15年12月31日まで)

秋本務第494号 会第669号
令和5年7月27日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等に対する公費負担要領の一部改正について（例規）

犯罪被害者等に対する公費負担については、「犯罪被害者等に対する公費負担要領の一部改正について（例規）」（令和5年3月14日付け秋本務第173号ほか。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、所要の整備を行い、別添「犯罪被害者等に対する公費負担要領」により運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

この担当 警務課被害者支援係（☎2663）

別添

犯罪被害者等に対する公費負担要領

1 趣旨

本要領は、犯罪被害者やその遺族又はその関係者（以下「犯罪被害者等」という。）に対する初診料（性犯罪被害の場合は、負傷に伴う初回処置料を含む。）、診断書料、死体検案書料、鑑定検査料、性感染症検査料、緊急避妊費用、人工妊娠中絶費用、カウンセリング費用、ハウスクリーニング費用、遺体搬送費用及び一時保護施設借上げ費用（以下「診断書料等」という。）の公費負担の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公費負担の考え方

社会通念上公費負担することが適当でない場合を除き、診断書料等の費用を公費負担するものとする。

3 公費負担を行う費用

(1) 初診料

犯罪被害者が医療機関を最初に受診した際の診察に要する費用（性犯罪被害の場合は、初回処置に係る負傷部位の応急的な治療及び投薬に係る費用を含む。）で、原則として1回分とする。ただし、犯罪被害者の負傷部位により複数の医師の診察を受けたときは、それぞれの初診料を支出する。

(2) 診断書料

犯罪被害者を診断した医師の診断書の交付に要する費用で、原則として1通分とする。ただし、複数の診断書によって事実証明される場合に限り、事件立証上必要な複数の診断書料を支出する。

(3) 死体検案書料

犯罪被害者を検案した医師の死体検案書の交付に要する費用で、原則として1通分とする。

(4) 鑑定検査料

性犯罪被害に関する被害立証上必要な血液鑑定、DNA鑑定用の血液や体液の採取のほか、医療措置として行われる血液採取等に要する費用で、再検査を必要とする場合は、当該再検査に必要な費用も支出する。

(5) 性感染症検査料

性犯罪被害者のA型^{りん}肝炎、B型肝炎、C型肝炎、アメーバ症、後天性免疫不全症候群（HIV）、梅毒、淋菌感染症、性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭^{けい}コンジローマ等の検査に要する費用で、再検査を必要とする場合は、当該再検査に必要な費用も支出する。

(6) 緊急避妊費用

性犯罪被害者の膈内の洗浄料、処方料、処方箋料、薬剤料等緊急避妊に要する費用で、当該再診等に必要な費用も支出する。

(7) 人工妊娠中絶費用

性犯罪被害者に対し、人工的な手段を用いて意図的に妊娠を中絶するために要する費用で、妊娠が犯罪被害によるものであると認められる場合に限り支出する。

(8) カウンセリング費用

精神科医、臨床心理士等による犯罪被害者等の診察、カウンセリングに要した費用で、原則として初診日から3年を超えないものを限度として支出する。

(9) ハウスクリーニング費用

自宅が犯罪現場となったときの清掃作業（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等）に要する費用で、建具、家具、壁紙、畳等の交換及び修復費用は含まない。

(10) 遺体搬送費用

司法解剖した遺体の搬送費用で、公費負担の区間は、原則として対象遺体を取り扱った交通部高速道路交通警察隊又は警察署から遺族の希望する場所までの間とする。ただし、搬送場所が県外に及ぶ場合については、公費負担は原則として県内の区間とする。また、霊柩車の種別は普通車とし、遺族が特別車を希望するときは、普通車による搬送料金との差額は遺族負担とする。

(11) 一時保護施設借上げ費用

一時保護施設借上げに要する費用は、ホテル等の宿泊に要する経費（サービス料を含む。）とし、食事代は含まないものとする。また、借上期間は、犯罪被害者等の安全確保に必要な期間とする。

4 対象事件等

次のいずれかに該当する事件等のほか、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）が公費負担を必要と認める事件等

(1) 3(1)から(8)までの公費負担の対象となる事件

ア 殺人事件

イ 致死傷に係る事件（過失事件を除く。）

ウ 不同意性交等事件

エ 不同意わいせつ事件

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に定める救護措置義務に違反した事件

(2) 3(9)の公費負担の対象となる事件

殺人又は故意により致死の結果が生じた事件（未遂を含む）で、犯罪被害者等の居住する自宅が犯行現場となった事件

(3) 3(11)の公費負担の対象者

対象者は、次のいずれかに該当する犯罪被害者等とする。

ア 自宅が被害の現場となった場合等、物理的に居住が困難な状況となった者

イ ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の犯罪被害者等のうち、被害を受ける危険性及び切迫性が高い者

ウ 前記ア及びイ以外で、加害者が未検挙又は釈放等により再被害を受けるおそれが高い者

5 支出手続

次のいずれかに該当する場合は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところにより医療機関、薬局、ハウスクリーニング業者、遺体搬送業者、借上施設（以下「医療機関等」という。）又は犯罪被害者等に対して支出する。

- (1) 医療機関等から診断書料等の請求があった場合
- (2) 3(1)、(2)、(5)、(6)及び(8)について、犯罪被害者等が既に医療機関に支出済みであった場合で、犯罪被害者等から当該支出に関しての請求があった場合

6 留意事項

- (1) 公費負担に際しては、犯罪被害者等の意向を確認するとともに、犯罪被害者等及び医療機関等に対してあらかじめ公費負担する旨を口頭で明確に告げること。
- (2) 一時保護施設借上げは、公的施設又は被害者等の親類・知人宅（以下「公的施設等」という。）での保護が可能な場合は、公的施設等での保護を優先させること。

7 報告

診断書料等の公費負担を行った場合は、速やかに被害者支援管理システムにより警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に報告すること。

なお、必要に応じて、診断書料等公費負担状況票（様式第1号）、遺体搬送費公費負担状況票（様式第2号）及び一時保護施設借上経費公費負担状況票（様式第3号）を出力して使用すること。

8 協議

警察署長等は、公費負担の適否、範囲、手続等について疑義が生じたときは、警務課長と協議すること。

様式第 1 号

分類コード	A-3-5-2-02
保存期間	1年(年 月 日まで)
年 月 日	
警察署 (隊)	

診断書料等公費負担状況票

支出区分						
事件名						
発生年月日		年 月 日				
事件概要						
被害者	住 所					
	職 業					
	フリガナ					
	氏 名					
	生年月日	年 月 日				
	年 齢	歳				
	性 別					
受診(検案・清掃)日		年 月 日				
支出金額		円				
		内訳	初診料(再診・処置料含む)	円	診 断 書 料	円
			死体検案書料	円	検 査 料	円
			緊急避妊費用	円	人工妊娠中絶費用	円
			カウンセリング [*] 費用	円	ハウスクリーニング [*] 費用	円
支出先	☐ 被害者本人					
	所在地					
	名 称					
	電話番号					
ハウスクリーニング [*] の						
実施場所						
備 考						

様式第2号

分類コード	A-3-5-2-03
保存期間	1年(年 月 日まで)

年 月 日
警 察 署 (隊)

遺 体 搬 送 費 公 費 負 担 状 況 票

事 件 名		
認 知 年 月 日		年 月 日
事 件 概 要		
被 害 者 (搬 送 遺 体)	住 所	
	職 業	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	年 齢	歳
	性 別	
解 剖 年 月 日		年 月 日
解 剖 場 所		
搬送開始年月日		年 月 日
搬 送 開 始 場 所		
搬 送 先		
支 出 金 額		円
搬 送 業 者	所 在 地	
	名 称	
	電 話 番 号	
備 考		

様式第 3 号

分類コード	A－3－5－2－04
保存期間	1年（ 年 月 日まで）

年 月 日
警 察 署

一時保護施設借上経費公費負担状況票

事 件 名		
発 生 年 月 日		年 月 日
事 件 概 要		
被 害 者 等 （ 保 護 対 象 者 ）	被害者との関係	
	住 所	
	職 業	
	フ リ ガ ナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	年 齢	歳
	性 別	
支 出 金 額		円
借 上 期 間		年 月 日から 年 月 日まで（ 人 泊）
借 上 理 由		
借 上 場 所	所 在 地	
	名 称	
	電 話 番 号	
備 考		